

第3回滋賀県行政経営改革委員会会議録

- 1 日時： 平成21年6月18日(木) 11:00 ~ 12:00
- 2 場所： 滋賀県公館
- 3 議題： (1) 外郭団体および公の施設の見直しについて
(2) 財政収支見直しについて
- 4 出席委員： 大道委員長、奥村委員、小川委員、北村委員、小久保委員、小林委員、
柴崎委員、新川委員、西尾委員、野村委員、別符委員、松元委員、森野委員
- 5 資料： (1) 外郭団体および公の施設の見直しについて
(2) 財政収支見直し
(3) 滋賀県の財政状況～県のおサイフ事情～

6 会議概要

(1) 開会

澤田副知事あいさつ

皆さんおはようございます。

本日は、委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には、大変ご多用の中にもかかわらず、ご出席をいただきありがとうございます。また常日頃から県政全般に渡りましてご理解をいただき、またご指導いただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。本日の委員会でございますが、現在、専門部会を設置していただき、そして集中的にご審議をいただいております外郭団体および公の施設の見直しについての進捗状況と、今後10年の本県の財政収支見直しについてご説明をさせていただきたいと考えております。皆様方には豊富な経験と知識を基にいたしまして、あるいは県民の目線で忌憚のないご意見をご提案いただき、県としてそれを踏まえまして行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願いいたします。

委員長挨拶

ただ今から第3回の委員会を始めさせていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

直近の経済の状況でございますが、やや明るい兆しが見えてまいりまして、ご高尚のとおり、一昨日の日銀の政策決定会合では、景気判断が上方修正されまして、下げ止まりということに言及されました。昨日の内閣府の月例報告でも底打ち宣言がなされました。しかしながら、前月比ややプラス、また横ばいということになりましたけれども、対前年比ではいまだ大幅なマイナスという状況でございますし、企業様の決算を見れば20年度よりも、むしろ21年度のほうが厳しいので

はないかとも見られております。特に、滋賀県におきましては輸出関連企業様の進出工場がたくさんあるということで、その関係の中小企業さんの経営状況は大変厳しいものがございまして、かつまた、特に雇用関係におきましては、まさに厳しい指標が出ておるところでございます。

そういう中で、本日は、現在、専門部会にて集中的に取り組んでいただいております外郭団体および公の施設の見直しについて調査状況等を報告いただくことになっております。また消費の低迷や企業実績の悪化などによりまして県税の収入も大きく落ち込むことが想定されておりますことから、本県の財政収支見通しを説明いただきまして、今後の県政運営に資する各委員の貴重なご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、先程説明がございましたように県議会の議員の皆様にも傍聴いただいておりますので、限られた時間ではございますが、日頃、お考えのところを存分にご発表いただければありがたいと思います。

それでは早速進ませていただきます。会議日程の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

<事務局から、会議日程について説明しました。>

(2) 議題

外郭団体および公の施設の見直しについて

委員長： それでは次第に従いまして議題に移らせていただきます。議題1の外郭団体および公の施設の見直しにつきまして事務局より説明をいただきます。

<事務局から『外郭団体および公の施設の見直しについて（資料1）』により説明をしました。

>

【質疑・意見等】

委員長： A委員には、大変お忙しい中ご苦労いただいているのですが、補足の説明なり、あるいは、これからの提言をまとめていただくに際して、委員会全体で議論しておく、あるいは共通認識を持つておくべきことがありましたらお願いいたします。

A委員： それでは、これまでの検討経過の中で私どもが留意してまいりましたことを申し上げますさせていただきます。個別の団体や施設の扱いについては、また改めて報告をさせていただきますけれども、全体として、滋賀県として関わるべき事柄、あるいは県の役割としてやるべきことは何かという観点から検討してまいりました。基本的には、いずれの団体、施設もかなり長い間に渡ってその役割を果たしておられるわけですが、社会経済情勢の変化、そして県内市町、民間の動向も含めて大きな変化がございまして。そして県の政策の重点も変化をしてきている。その中で本当に県として関わり続けなければならぬものというものを改めて検討させていただいているところです。

2点目に留意しておりますのは、あくまでも外郭団体というのは、それぞれの財団なり、株式会社なり、言ってみれば自立をした団体として、県の関与の下ではありますけれどもそれぞれ存立をしておられるということでございます。そういう観点から各団体のそれぞれの自主性、自立性というものをどういう風に考えていくのか、このあたりも留意しながら議論をさせていただいております。

大きな三つ目は、こうした団体の多くが県の公共施設の管理や運営に関わってこれているということがございまして、こうした施設の持つ機能、役割といったものも合わせて、先程の県の役割ということも含めて検討させていただいているという段階でございます。

私どもといたしましては、基本的には、多くの団体や施設というのが、その設立当初求められていた役割というものを徐々に終えはじめているのではないかと、また、この間の民間マーケットあるいは市町のそれぞれの能力の向上ということも合わせて考えると、改めて県が関与する必要性が薄くなっているものもあるのではないかと考えているところでございます。

委員長： ただ今のご説明ならびにA委員のご意見等に関しまして、どなたか様か、ご意見やご質問はありませんか。

今後のスケジュールは、大体どのようにお考えですか。

A委員： 現在、私どもなりの方針を取りまとめる作業を進めており、既に、施設の関係につきましては、昨日検討いただきまして、ある程度方向を出していただきました。これを元にしまして、もう一度全体を見直しまして、あと数回部会として検討させていただき、来月の終わりくらいには委員会を開かせていただいてご報告をさせていただきたいと考えているところです。

委員長： ということでございますので、7月の末くらいには、次回の委員会を開かせていただくということになっているのですね。それでは引き続きご審議を待ちたいと思います。また、まとまりましたら事前に事務局の方から皆さんに送付いただいて、またの時に個別の細部にわたった審議ができるようご手配よろしく申し上げます。

財政収支見直しについて

委員長： それでは急ぐようではありますが、時間の関係もございますので、次の議題に進ませていただきたいと思います。財政収支見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局より『財政収支見直し(資料2)』『滋賀県の財政状況～県のおサイフ事情～ 2009/5(資料3)』により説明をしました。>

委員長： 本日の新聞で皆様もご覧になられたかと思いますが、財源不足最大470億円と書かれていますのは、平成30年度、単年度のリスクシナリオの数字がとりあげられているんですね。ただ、毎年これだけの収支不足が生じるということは、まさに深刻な状況ですね。

ただ今説明いただきました内容につきまして、自由にご意見、ご質問をいただきたいと思えます。各委員さんどうぞよろしくお願いたします。

B委員さん、前に我々は、財政改革委員会ではなく、行政改革委員会だとお話しされましたが。

B委員： 企業だったら累損が出るのが普通なんです、累損がまったく表にないのが不思議なんです、こういうものなんですか。

委員長： 県債の残高がどんどん貯まっていく一方ですね。ロールオーバーしないといけませんですね。

B委員： 累損も出てないので、本当の危機がわかる数字ではないような気がする。正直なところ、リスクシナリオでも成長シナリオでも、赤字再建団体になるという、一番のデッドポイントはどこですか。

事務局： 本県の場合、決算において単年度で概ね130億円あるいは140億円といった規模で赤字を出しますと、一発でレッドカードといえますか、財政再生団体ということとなります。財政再生団体の関係は、もっといろんな指標がありまして、長期的な公債費等の指標もございますが、そういったような指標は、もう少し長期的なところ、まだ余裕がありますが、特に今、基金の残高がもうございません。そのため、フローといえますか単年度のやりくりが大変厳しくなっております。そうした意味で申しますと、単年度200何十億、300何十億という財源不足は、非常に大きな規模であると考えております。財政再生団体になりますと、県独自の施策がほとんどできなくなるという状態になるということもございまして、大変厳しい数字であると思っております。

C委員： リスク推計の数字でも成長推計の数字でも同じなんですけれども、県債の歳入金額と歳出の公債費は、常に歳出の方が多岐なんです、この傾向はずっと平成30年度まで続いています。公債費の中には、利払いもあるでしょうから、この差が単純に元本の増加にはならないと思うんですが、このシナリオでいきますと平成30年度に県債残高がいくらになって、県債残高というのは、いくらまで残高を積み増せるものなんですか。

事務局： 県債残高の数字、今、手元に資料がございませんので、確認した後お返事させていただきますが、県債残高そのものについては、ここまでというものはございません。ただ、それを返していくための経費、公債費がかかりますので、それがどの程度かかっているかという指数の面で見るとポイントはございますが、数字的に、公債費あるいは残高がどこまでできるかということが決められているものはございません。

C委員： 私たちが理解しやすい目安みたいな指標は、このシナリオでいうとどんな風になる

んですか。

事務局： 10年間にわたる長期の収支でございまして、たちまちのところは、先程申しあげました単年度の収支不足額、要調整額で、単年度で一定の規模の赤字を出しますと財政再生団体にすぐになってしまう、というところで要調整額にどう対処していくかということがまず必要だと考えております。

C委員： すいません、よくわからないんですが、単に要調整額をとんとんにしようと思うと公債の発行を増やせばいいだけなんですよね。でも、そこまではできないわけで、どこが目安になるわけですか。

事務局： 国では、収支が足りないので、いわゆる赤字国債を発行されて、そこを補うということをされます。しかし、県の場合は、原則として赤字国債の発行はできません。例えば道や川、建物を造るといった時にそのうちの何%という定められた範囲で、その建設のために、国でいう、いわゆる建設国債を発行するという事ができるというだけでございます。

あと、先程一部申し上げました交付税の関係で、臨時財政対策債という、交付税がかわってきている部分があり、それはある意味、赤字国債的なところがあるんですけども、収支が不足するので自由に県債を増やしていくということは基本的にできないことになっています。さらに最近ですと、投資的経費をずいぶん減らして、平成12年度の半分くらいにしていますので、建設のための国債というものも、以前と比べると小さくなっている。そういう面で定められた制度の中で県債を発行しています。

D委員： 素人の一般県民の目線から言わせていただきますと、確かにこれだけの赤字があるのは、えらいことだと思うんですけども、今、全国どこでも、県でも市でも同じようなことを言っているじゃないですか、大阪府にしても、でも何とか生活は成り立っている。しかも滋賀県は、県民所得も高く、持ち家率も高く、栗東市ですら、今大変な状態のなかでも住みやすさランキングでは上位に入ってくるという状態で、やはりピンとこない県民が多いと思うんです。危機感を持ってと言われてもなかなか持てるものではないと思います。全国的に見て滋賀県の状況はかなり悪い状況にあるんでしょうか、それともどこもこんなものという感じなんですか。もう少しわかりやすい指標などで教えていただければありがたいんですが。

事務局： 財政分析をする指標等で申しますと、概ね中ほど程度になると思います。そういう意味では、各団体さんとも同じような大変厳しい中で何とかやりくりをされているのかなというように考えています。なぜ滋賀県が厳しい厳しいというのかといえますと、これまで比較的財政力も多少豊かで、県民所得もございまして、県の税も、法人二税なども他府県と比べますとたくさんいただけるような県でございましたが、ただ規模的にそんなに大きくないということで、法人二税等が落ち込んできますと、とたんに歳入が厳しくなるという特性を持っております。それとこれまでから若干恵まれてきた部分もあったかと思いますが、そういう中で、いろんなソフト施策やあるいは施設整備も含め、

今まで滋賀県は随分頑張ってきたのかなという具合に考えております。そういう中で交付税が大きく減ってくる、県税も減ってくるとなりますと、これまでは、基金のやりくりで歳入を補填しながらなんとかしてきたというのが実際のところでございます。そうした中で、先程申し上げたとおり、財源調整ができる基金の残高が大変少なくなっている。逆に言うと、ある意味これまでは、基金がありましたので、施策を見直す中でも、極力施策を残すということに配慮しながらやってきたところでございますが、いよいよ厳しくなってきたというところでございまして、今後に向けてのさらなる見直しが必要であると考えています。

E委員： これまでの財政危機とは質が違って、深刻な状態にあると思っております。従来は、過去のいくつかの負債と三位一体の改革という構造改革が行われ、そういった中で赤字が顕在化して改革せざるを得なかったのです。今回は、昨年来の経済危機がもろに法人二税に主要な財源を依存する滋賀県財政に影響を与えて、それがそう簡単には克服できない状況であります。また、国のレベルでも大きな赤字を抱えていて、地方財政対策に財源を振り向けることがなかなか難しい状況であります。さらに基金も底を尽きかけてきています。

こうした中でこれまでの行財政改革を踏まえながら、さらに一段と重点をはっきりした施策の展開が求められていると思います。

一番気をつけなければいけないのは、こういう状況の中で当面の赤字削減の問題、コストカットの問題が前面に出るのは、分かるではありますが、この場でも議論してきたように、行政改革というのは、行政のあり方を変える、すなわち、県がどのような機能を担うべきなのかを再検討し、行政の進め方そのものを変えていくということです。これまで施策評価や事業仕分けということをやってきたわけですよ。その結果として歳出のカットができたわけです。その意味では、改めて行政改革本来の目的を見据えた上で、財政対策を行う必要があると思います。

同時に、当面する危機の中で滋賀県財政を運営していくためには、従来の政策の重点も、それなりに合理性があったと思いますが、もう一段の絞り込みが必要です。たとえばある事業は、当面5年間くらい凍結をするなど、そういった一歩踏み込んだ、これまで知事が議会等々で報告をしているような重点をさらに絞り込んだような施策の展開が必要だと思えます。

さらに今の状況は、県だけでは限界があって、国を含めて地方行財政制度全般の改革がなければ乗り切れません。やはり知事会等々を中心にして、実際に地方六団体の地方財政改革案などが出されていたと思いますけれど、例えば地方行財政会議を制度化して、知事会が個別に総務省に要求するのではなく、制度を作る中で国と地方の財政管理のあり方を変えていくということをする必要があるだろうと思います。

現時点は、大きな転換点ですので、委員会としても今日の報告を受けて、何らかの形で知事に改めてこの委員会としての意見を申し上げるということも必要になってくるの

ではないかという印象を受けます。

委員長： ありがとうございます。

F委員： 滋賀県がこの10年の収支見通しからして、どういう意志をもって改善していくかということが、この表では全然見えないんですね。ともかく試算は、世の中の成長に合わせて収入、税収が増え、あとの経費歳出も今までのものをそのまま伸ばしていますが、どこで収入支出を含めて押さえていきなりアップしていくのか、それを行政改革の中で、ある程度方向性を持ってやっていかなくはいけないんですけども、これでいくと困るから、赤字がこれだけ出ますという結果論ですよ。その辺の意志を少し見せていただかないといけないのではないかと。

ビジネスで中期の場合、10年後にいくらにするか、ある程度目的を持つはずなんです。それが無いのが不思議。そういう設定の中でやれば、10年後にどうするかに関しては、それぞれの経費をそれに沿ってどう変えていくのか、今は、ある意味では部分的な最適化の中でちまちまやるような形で、これだけ結果として効果が出ましたという形になっていますよね。特に、10年以上の中長期的なものは、そういう見方でおさえないと、多分これでいったら赤字になりますから、まあ会社だったら潰れます、よろしく、で終わってしまう感じがします。

委員長： 国政レベルでも問われていますけれど、一部はこの委員会に期待されているところもあるかと思います。

F委員： そこもあるとは思いますが、そういう意味でいくと、平成30年に何を目標を持ってやるのかということが見えないんですね。

委員長： 何名様かの委員さんにご意見とご質問いただきまして、だいたい現状については、ほぼ認識が共有化できたのではないかと思います。その上に立って、先程E委員さんから今までの取り組みを踏まえてもう一段の踏み込んだ施策、取り組みについて委員会としての意見や提言みたいなものを県、知事さんに申し上げるべきではないかというお話も頂戴しましたが、それとF委員さんのご意見については、大きな課題として、この委員会がこれから役目を努めるなかで、我々としても検討してまいりたいと思いますが、いかがでございますか。

A委員： 今各委員からお話があったとおりだと思いますが、とりわけ今年度が財政構造改革プログラムの中間年となっておりますが、昨今の事情を見る限りは、このままの県のプログラムでは、なかなか抜本的な見直しは進まないであろう。もちろん中長期的な展望も一方で必要ですが、短期的にもう一度、現状、特に今年度の収支の見通し、非常に厳しいところがございますので、今年度の補正等々も含めて新たな指針を出すべき時期に来ているのではないかと思います。そういう意味では、このプログラムの見直しとそれに対応するような、あるいはそれを導くような行財政改革の中長期の方向を私どもの方でも議論していく必要がありますし、県としても考えていく必要があるのではないかと思います。

委員長： A委員もそういうことについては、新たな方向性なり、考え方、指針を打ち出して

いただくように、我々として強力に求めていくということでございますか。

A委員： そういうことでございます。

委員長： 提言書はもっと先になるんですが、たちまち現状に対して提言書のようなものを作ることにのご意見と、誰がどうやって作るかということについて、いかがでございますか。

A委員： 1つは、やはり、今回の試算をお出しいただいた県財政当局から、この見通しの下で、どういう財政構造改革を当面考えていけないといけないのかという、そちらのプログラム、あるいは枠組みをお示しいただくことが必要だと思っております。もう一方では、当委員会といたしましても、既に、言い方は悪いんですが、ちまちまといろんな改革の話はさせてもらっているのですが、もう一方では、県の役割を抜本的に見直すような議論を同時にこの委員会でも具体的にしていって、そういう時期にきているのではないかと思っております。もちろん大きな方針がそう簡単に出るということではありませんが、逆に、この委員会ですうした大方針について議論する中で、それを短期的に少しでも実現できるようなプログラムを事務局と考えるというプロセスが必要だと思っております。

委員長： それにつきましては、A委員もお力添えをいただきまして、なかなか皆さん一同に会するというのは無理でございますので、委員長を預かった責任ということで、私とA委員と事務局とでご相談申し上げて、委員の皆さんにお諮りするという方向でよろしゅうございますか。

誠に申し訳ないんですが、時間の関係上、不十分な議論になりましたけれども、先ほど頂戴いたしましたA委員、E委員さん、F委員さんのご意見に基づきまして提案書、あるいは提言書を作らせていただいて、改めてお諮りを申し上げたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

それでは、そのような方向で至急に取り組みをさせていただきたいと思っております。事務局の方はそれでよろしゅうございますか。

それでは、本当に急いだ討議で申し訳ございません、時間がまいりましたので、本日はこれで終了したいと思います。次回の第4回の委員会でございますが、現在、専門部会で集中的に調査、審議していただいております外郭団体および公の施設の見直しにつきまして、7月末に部会から報告をいただいて、本委員会として提言してまいりたいと考えておりますので、改めてご案内申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、今ほどの提言書等につきましては、それ以前にできるだけ早い段階で皆様方にお届けをさせていただいて、ご意見を賜るということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(3) 閉会

澤田副知事あいさつ

本日はご熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございます。只今委員長の方からありま

したように、行財政改革に対する提言をいただくということになります。どうかよろしく願いいたします。

ご議論いただきましたように、このような財政状況の下では、まさに事業の選択というより、むしろ県が何をすべきなのか、政策の選択というところが大きなポイントになると思いますし、また収入の確保という点では、やはり、地方財政制度に関する、国の見直しに負うところが大きいので、そのあたりしっかりと申し上げていくべきところはいかないといけないとご示唆いただいたわけでありまして、全くそのとおりでございます。

今後でございますが、現在、専門部会におきまして外郭団体と公の施設の見直しについてご検討をお願いしております委員の皆様には、大変お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、7月末の提言に向けまして今一層ご尽力賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。